

平成29年度決算に基づく北谷町財政の健全化判断比率及び公営企業の
資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び
第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
について、次のとおり公表します。

1 健全化判断比率 (単位：%)

比 率	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	14.05	20.00
連結実質赤字比率	—	—	19.05	30.00
実質公債費比率	5.2	4.2	25.00	35.00
将来負担比率	—	—	350.00	

※備考

以下に掲げる場合には、「—」と表記する。

- (1) 実質赤字額がない場合
- (2) 連結実質赤字額がない場合
- (3) 充当可能財源が将来負担額を上回る場合

2 資金不足比率 (単位：%)

対 象 会 計	平成28年度	平成29年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	—	20.00

※備考

資金不足額がない場合は、「—」と表記する。